

国公立高等学校等奨学のための給付金について

■ 制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■ 支給の要件

平成 29 年 7 月 1 日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
 - ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※）
 - ③ 生徒が、高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります。）
 - ④ 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学していること（平成 27 年 4 月 1 日以降に第 2 学年に、平成 28 年以降に第 2・3 学年に編転入学している生徒を含みます。）
- ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。
- ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

■ 給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（29 年度）	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	32,300円	
2	区分 3 に該当する兄弟姉妹がいない生徒	75,800円	36,500円
3	平成 29 年度市町村民税所得割額非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が <u>a・b</u> のいずれかに該当する場合（※1※2※3） a 兄または姉が高校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満で、中学校や高校等（全日制・定時制）に在学していない場合	129,700円	

※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除く）

※2 年齢及び扶養者の状況は、平成 29 年 7 月 1 日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることを判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

■ 申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年 7 月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。受給申請書を学校で配付しますので、申請書は学校事務室へ提出をお願いします。

■ 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、12 月末を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、国公立の高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】

- 大阪府立八尾翠翔高等学校 事務室 電話：072-943-8107 FAX：072-943-6751
- 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005